

# 松本会計通信

2008年5月27日(火)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584

Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

## 領収の証

### 領収証って何だろう？

領収証と言うと、直ぐに思いつくのが税務調査などで支払を証明する為の資料や、サラリーマンであれば、会社に経費を請求する為の支払を証明する為の資料と言うことになると思います。

いずれにせよ、支払の事実を証明し経費に落としたりお金をもらったりする為の証拠書類という認識が一般的だと思います。

ですから、なんでもかんでも領収証を貰うことが、ミミッチイと思われるのではないかと感じることや、「領収証はいらないよ」と言う、なにかお金持ちになったような気分になるのではないのでしょうか？

### 領収証の本来の意味は違います。

しかし、領収証の本来の意味は、金銭等のお金をもらったことを証明する為の資料です。

どう言うことかと言うと、例えばAさんがいつも会社で使う（付けが利く）飲食店で、Aさん夫婦が個人的に飲食をしたとします。会社の仕事ではないので付けにせず、その場で現金支払をしました。Aさんは、経費に落とすつもりもないし、特に領収証を必要としないと思い、領収証を貰いませんでした。後日会社の経理から、会社の

業務と関係無い請求が飲食店からきているがその分はご自分でお支払頂きたいという旨の連絡がありました。Aさんは憤慨してお店に駆け込み、事情を説明しましたが、店側からお金を受取ったと言う証拠の領収証を貰っていなかった事に気づき、泣く泣くもう一度料金を支払いました。

### お金を払ったら領収証を貰いましょう。

領収証とは、店側が確かにお金を貰ったという資料です。経費に落とすためとか、会社に請求する必要があるナシに関係なく、金銭等を支払った場合は必ず貰うべきものなのです。

金銭等を支払った側は、受取った側に領収証の作成を必ず要求できますし、要求されたら受取った側は必ず作成しなければなりません。

買い物をしたら必ず  
領収証を貰いましょう。

